

新聞やニュースなどで耳にする「虐待」。この虐待により命を落とす、大けがをひたすら、心に深い傷を残すケースが後を絶ちません。今回は「児童虐待の防止等に関する法律（以下児童虐待防止法）」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下高齢者虐待防止法）」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下障害者虐待防止法）」、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律（以下DV防止法）」について紹介します。

気づくのは あなたと地域の 心の目

児童虐待防止法

平成12年11月20日施行

児童虐待とは18歳未満の児童に対する虐待の行為がある場合をいいます。

◆身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺るがす、やけどを負わせる、溺れさせるなど

◆ネグレクト（放棄）

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置、保護者以外の同居人による虐待を放置など

◆心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間で差別的扱いをする、子どもの面前で配偶者やそのほかの家族などに対し暴力をふるうなど

◆性的虐待

性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

虐待を受けている児童は

- ・ 不自然な傷、打撲の痕がある。
- ・ 着衣や髪の毛がいつも汚れている。
- ・ 表情が乏しい。
- ・ おどおどしている。
- ・ 落ち着きがなく、乱暴になる。
- ・ 親を避けようとする。
- ・ 夜遅くまで一人で遊んでいる。夜遅くになっても家に帰らなかった。

といったサインを出しています。

虐待を受けている（受けた）と思われる子どもを見つけたときは

すぐに次の相談窓口（通報）していただく。連絡は子どもを守るためのもです。医師、公務員の守秘義務違反には該当しません。また、連絡した人が特定されないように秘密は守られます。

あなたが虐待を受けているのなら

「家族や身近にいる大人から嫌なことを言われた」「嫌なことをされる」「おなかですいてもご飯を食べさせてもらえない」「何もしていないのに叩かれたり蹴られたりして悲しい思いをしている」のなら、学校の先生や役場へすぐ相談に来てください。

お父さん、お母さんへ

子どもを愛せない。いけないことと分かっているけど子どもを虐待してしまおう。

これらには何かしらの理由があるはず。例えば、

- ・ 自分と子どもとの間にずれがある
- ・ 子育てにストレスがある
- ・ 自分が育ってきた環境の中にその原因がある

など、いろいろな理由が重なって虐待は起きていることがほとんどです。

保護者ばかりが責められやすいのですが、言い分だってあるはず。例えば、毎日子どもと二人だけ…相談する人もいないし、私一人孤立している気がする。

- ・ 子どもさえいなければ…もつと違う人生だったかも。
- ・ 私たちの間に生まれた子どもなのに…私に負担が大きすぎる。
- ・ かわいいと思えない…なついてくれない、接し方が分からない。

相談するのは恥ずかしい、身内の恥をさらすようなものだ、こんなこと言ったら周りの人に迷惑がかかるかも、と思わず、どんなことでも相談してください。秘密は守ります。

相談先ダイヤル（各機関とも執務時間中に限る）

西三河児童・障害者相談センター (西三河総合庁舎9階)	☎ 27 - 2779
健康福祉部 子ども課 子どもグループ	☎ 63 - 5116
かみむつくりこぞだ 上六栗子育て支援センター	☎ 62 - 8333
ファミリー・サポート・センター (上六栗子育て支援センター内)	☎ 62 - 4718
ひんまろあそびひろば 菱池子育て支援センター	☎ 63 - 0843
健康福祉部 健康課	☎ 62 - 8158
母子保健グループ	
学校教育課 学校教育グループ	☎ 63 - 5142

児童を虐待から守るための5か条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡。すぐに通報してください。
- ②「しつけのつもり」は言い訳です。子どもの立場に立って判断してください。自分がされたら嫌なことは子どもがされても嫌なことです。
- ③一人で抱え込まないで。相談できる人はいませんか？
- ④親の立場より子どもの立場。子どもの命を最優先にしてください。
- ⑤虐待は身近で多く発生しています。決して特別なことではないことを理解してください。

高齢者虐待防止法

平成18年4月1日施行

高齢者虐待防止法という虐待とは、「高齢者」を65歳以上の者と定義し、養護者（世話をしている家族、親族、同居人など）による虐待および養介護施設、要介護事業従事者など（施設職員、介護支援事業所職員など）による虐待行為をいいます。

◆身体的虐待

殴る、蹴る、やけどを負わせる、ベッドに縛り付ける、意図的に過剰なまでの投薬をする、身体拘束や抑制をするなど

◆ネグレクト（放棄）

食事を与えない、入浴しておらず異臭がする、髪が伸びたままだったり皮膚が汚れている、おもむきを替えないなどひどく不潔にする、本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせないなど



◆心理的虐待

排世の失敗をあざ笑ったり周りに話したりして恥をかかせる、言葉による脅しや無視、侮辱を込めて子ども扱いするなど

◆性的虐待

性的行為の強要、性器への接触、排世の失敗などに対して懲罰的（ちやうほうてき）に下半身を裸にして放置するなど

◆経済的虐待

日常生活に必要な金銭を渡さなかったり使わせない、本人の自宅や土地などを無断で売却する、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するなど

虐待の背景には長年にわたる家族間の歴史や、障がい、認知症などによる介護負担の増加があります。また虐待と認識していない場合も多く、「何回言っても言うことをきかないから」「悪いことをしたから」と養護者は言います。

虐待を受けている（受けた）と思われるお年寄りを見つけたときは

すぐに次の相談先へ連絡（通報）してください。連絡した人が特定されないように秘密は守られます。

あなたが虐待を受けているのなら

家族に対し遠慮があるとは思いますが、ぜひ相談に来てください。

相談先ダイヤル（各機関とも執務時間中に限る）

健康福祉部 福祉課 介護保険グループ	☎ 63 - 5117
幸田町地域包括支援センター	☎ 62 - 7331
高齢者に関する相談	
在宅介護支援センターつづじヶ丘	☎ 62 - 7319
在宅介護支援センターまどかの郷	☎ 63 - 1626
認知症に関する相談	
愛知県認知症介護支援電話相談	☎ 0562 - 44 - 5746
家族の会認知症介護相談	☎ 0562 - 31 - 1911



介護をされている人へ

毎日毎日繰り返される介護。おじいさんやおばあさんが寝たきりでおむつを替えるので肩こり、腰痛、膝痛になっていませんか？ また、おじいさんやおばあさんが何も言わずにふらふらと外に出て行ってしまったり、火をつけたまま忘れてしまうのでもいつも見張っていないといけないかもしれませんか？

最近おじいさん、おばあさんが「お金がなくなった、あんたが持っていたらあー」とか、勝手にいろいろと持ち出し、どこかしまいで必要なきにいつからないことはありませんか？ 「介護は家族がするもの。嫁が看るもの」「いい介護をしなくちゃ」「頑張りなくちゃ」といった考えに縛り付けられていませんか？

ずっと走り続けることはとても大変なことです。たまには休憩も必要です。どうしていいかわからないとき、困りごとがある場合はぜひ相談ください。

また、虐待は家族によるものとは限りません。施設職員による虐待、横領などがニュースで取り上げられることもしばしばあります。介護サービスを利用してある人で、サービス事業所から帰ってくると、朝はなかった不自然なアザや傷がある、サービス利用日になると元気がなくなる、サービス事業所職員の言葉遣いが異常に気になるなど、少しでも「おかしい」と思ったら相談ください。

障害者虐待防止法

平成24年10月1日施行

しょうがいしゃややくたいぼうしほう
障害者虐待防止法は、虐待の防止、障
害者虐待防止法は、虐待の防止、障
害者の養護者（世話をしている家族、
親族、同居人など）を支援する法律です。
「障がい者虐待」とは、養護者による虐
待、障がい者福祉施設従事者などによ
る虐待および障がい者を雇用している
使用者などによる虐待をいいます。

◆身体的虐待

殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、
無理やり食べ物や飲み物を口にに入れる、
やけど・打撲させる、身体拘束（柱やイ
スやベッドに縛り付ける）、医療の必要性
に基づかない投薬によつて動きを抑制す
る、指の分かれていない手袋やつなぎの
服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側
の管理の都合で睡眠薬を服用させるな
ど）

◆性的虐待

性交、性器への接触、性的行為を強要
する、裸にする、キスをする、本人の前
でわいせつな言葉を発する、または会話
する、わいせつな映像を見せる

地域の皆さまへ

障がい者虐待の現場を一般の人が目に
することは少ないでしょう。そのため、
「まさか」「気のせいではないか」とやり
すくしてしまい、結果として発見が遅れ
てしまうことは少なくありません。虐待
をしていても本人にその自覚がなかつた
り、障がい者自身が申し出ないケースも
珍しくありません。

被害の拡大を食い止めるためには、「も
しかして？」という時点での早めの通報
が大切です。

◆心理的虐待

「バカ」「あほ」など障がい者を侮辱す
る言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、
悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱
いする、人格をおとしめるような扱いを
する、話しかけているのに意図的に無視
する

◆放棄・放任

食事や水分を十分に与えない、必要な
治療や衛生管理（通院、着替え、入浴
掃除など）を怠る、学校へ行かせない

◆経済的虐待

年金や賃金を渡さない、本人の同意
なしに財産や預貯金を処分・運用する、
日常生活に必要な金銭を渡さない・使
わせない

虐待を受けている（受けた）と 思われる障がい者を見つけたときは

すぐ次に次の障害者虐待防止センターへ
連絡（通報）してください。連絡した人
が特定されないように秘密は守られま
す。

あなたが虐待を受けている

もしくは、していると感じるのなら

家族や施設職員、使用者に対する遠慮
があるとは思いますが、ぜひ左記へ相談
にお越しください。

障がい者の生活支援はとても大変なも
のです。障害者虐待防止センターでは、
ご家族の相談にも応じています。一人で
不安や悩みを抱えることなく、どんなこ
とでもご相談ください。

相談先ダイヤル

幸田町障害者虐待防止センター (福祉課福祉グループ)	☎ 63 - 5112 FAX 56 - 6218
平日 (午前8時30分~午後5時15分)	
幸田町役場	☎ 62 - 1111
土日、祝日の終日 月~金曜日の開庁時間外 (午後5時15分~午前8時30分)	



DV防止法

平成13年10月13日施行

DV（ドメスティックバイオレンス）とは、夫や恋人（婚約者、同棲相手、元夫、元恋人）など親密な関係にある（あった）パートナーから振るわれる暴力のことです。

◆身体的暴力

殴る、蹴る、首をしめる、物を投げつけるなど

◆精神的暴力

罵倒、侮辱、無視をする、子どもに悪口をふきこむなど

◆経済的暴力

必要な生活費などを制限したり渡さないうなど

◆性的暴力

むりやり性的関係をもつ、中絶をせまるとなご

◆従属させる

一方的に命令をし、見下すなど

◆孤立させる

家族、友人との付き合いを制限したり、外出させないようにはるなど

こんな経験はありませんか？

- ・うまくいかないことがあると何でも私のせいにする
- ・しょっちゅう携帯に電話して、私の居場所を確認する
- ・私の帰宅が遅くなると怒り出す
- ・「誰に食わせてもらっているんだ」と言われたことがある
- ・暴力をふるったあと、急にやさしくなったり謝ったりする
- ・「お前が悪いから暴力をふるうんだ」と言われたことがある
- ・お金の使い方を細かくチェックされる
- ・私が実家や友人と付き合いのを禁止したり、外出を制限したりする
- ・私が望まない性行為を強要する
- ・生活費しか渡さず、収入がいくらあるのか教えてくれない
- ・避妊に協力しない
- ・私が話をするに非難したり無視したりする
- ・私が働くことにいい顔をしない

（名古屋市男女平等参画推進センター発行「女性への暴力をなくすために」より転載）

相談先ダイヤル

愛知県女性相談センター ☎ 052 - 962 - 2527

電話相談 月～金曜日 午前9時～午後9時
土・日曜日 午前9時～午後4時
(祝日、年末年始は休み)

面接相談 火～日曜日 午前9時～午後5時
水曜日 午前9時～午後8時30分
(月曜日、祝日、年末年始は休み)

愛知県女性相談センター西三河駐在室 ☎ 27 - 2719

月～金曜日（開庁日に限る）午前9時～午後5時

健康福祉部 福祉課 福祉グループ ☎ 63 - 5112

月～金曜日（開庁日に限る）午前8時30分～午後5時15分

地域の皆さまへ

DVは表面化しづらく「家庭内のいざかい」「恋人同士のけんか」で済まされがちです。また、相手から「お前が悪い」などと言われ、さらに精神的に追い込まれ「私が悪いから」と自己否定するものが特徴です。

また、収入の格差、子どもを抱えての就職が難しい、住む場所が見つけないなどといった社会的にも弱い立場におかれやすく、自立を阻まれることも多いので、被害者の女性が我慢してしまうのも特徴です。

虐待・DVは犯罪です。

どれも早期発見が大切ですが、虐待・DVを受けている人は訴えることがなかなかできません。周りにいる人が少しでも「おかしい」と思ったら些細なことでもかまいません。すぐに連絡（通報）してください。

また、今虐待・DVを受けている人、今のままだと虐待してしまうかも・DVを受けるかも…と不安に思っている人がいたら、1人で悩まずに相談に来てください。

私たちはあなたからの相談を待っています。

問合せ 福祉課福祉G（内線 151）